

船員法

1. 案内情報

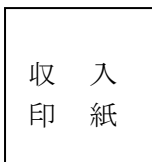
- ① 手続名 : 救命艇手資格の認定
- ② 手続き根拠 : 船員法第118条第3項第2号(救命艇手規則第7条)
- ③ 手続対象者 : 資格の認定を受ける者であって、 1. 年齢18歳以上 2. 健康証明書の受有 3. 船舶に6月以上乗り組んだ者。
- ④ 提出時期 : 資格の認定を受けようとするとき。
- ⑤ 提出方法 : 所定の申請書に必要事項を記入し、⑥の手数料に相当する収入印紙を貼り付けたうえ、最寄りの地方運輸局の窓口へ提出する。
- ⑥ 手数料 : 2,500円
- ⑦ 添付書類・部数 : 年齢が18歳以上であることを証する書類、健康証明書、必要な乗船履歴を証する書類及び要件に適合することを証する書類・1部
- ⑧ 申請書様式 : 救命艇手資格認定申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は支局・海事事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先
 - 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 011-290-2772
 - 東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
 - 北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
 - 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
 - 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
 - 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
 - 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
 - 九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課 092-472-3175
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 救命艇手規則第7条及び8条
- ② 標準処理期間 : 3日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法による



救 命 艇 手 資 格 認 定 申 請 書

年 月 日

殿

申 請 者 氏 名

年 月 日 生

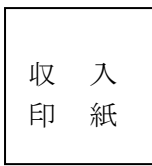
本 籍

住 所

救 命 艇 手 の 資 格 の 認 定 を 受 け た い の で 、 救 命 艇 手 規 則 第 8 条 の 規 定 に よ り 申 請 し ま す 。

記

- 1 上 記 省 令 第 7 条 第 3 号 に 該 当 す る 経 験 （ 船 舶 の 名 称 、 航 行 区 域 又 は 従 業 区 域 、 総 ト ン 数 、 職 務 及 び 乗 組 み 期 間 ）
- 2 上 記 省 令 第 7 条 第 4 号 イ から ニ ま で の い ず れ か に 該 当 す る 事 項 （ 資 格 を 証 す る 書 類 の 名 称 、 発 行 者 、 発 行 番 号 及 び 発 行 年 月 日 そ の 他 必 要 な 事 項 ）
- 3 船 員 手 帳 番 号 （ 船 員 手 帳 を 提 示 す る 場 合 に 限 る 。 ）



限 定 救 命 艇 手 資 格 認 定 申 請 書

年 月 日

殿

申 請 者 氏 名

年 月 日 生

本 籍

住 所

限 定 救 命 艇 手 の 資 格 の 認 定 を 受 け たい の で 、 救 命 艇 手 規 則 第 8 条 の 規 定 に よ り 申 請 し ます 。

記

- 1 上 記 省 令 第 7 条 第 3 号 に 該 当 す る 経 験 （ 船 舶 の 名 称 、 航 行 区 域 又 は 従 業 区 域 、 総 ト ン 数 、 職 務 及 び 乗 組 み 期 間 ）
- 2 上 記 省 令 第 7 条 第 4 号 イ から ニ ま で の い ず れ か に 該 当 す る 事 項 （ 資 格 を 証 す る 書 類 の 名 称 、 発 行 者 、 発 行 番 号 及 び 発 行 年 月 日 そ の 他 必 要 な 事 項 ）
- 3 船 員 手 帳 番 号 （ 船 員 手 帳 を 提 示 す る 場 合 に 限 る 。 ）